

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 第一次報告(案)

大学における看護系人材養成の充実に向けた  
保健師助産師看護師学校養成所指定規則の適用に関する課題と対応策

令和元年(2019年)〇月〇日

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会

## はじめに

わが国の大学における看護学教育は、昭和 27 年（1952 年）にスタートし遅々とし進まなかったが、平成 4 年（1992 年）の「看護師等の人材確保の推進に関する法律」の施行以降、看護系大学は急速に増加してきている。

少子高齢社会の進展による人口構造の変化、女性の社会進出、晩婚化・晩産化の進展、疾病構造の変化、医療の高度化・複雑化や医療技術の進歩、等の社会情勢の流れの中で、国民の医療に対する意識が高まり、医療の安全・安心の重視とともに、医療の質がより重視されるようになってきている。さらに、地域包括ケアの推進、地域におけるヘルスプロモーションや予防に関する保健活動も重視されている。こうした流れは保健師・助産師・看護師（以下、「看護系人材」とする。）に対して、より一層の幅広い役割を担っていくことが期待され、優れた看護系人材の養成を使命とする看護系大学への期待はますます大きくなり、その役割は極めて重要となっている。

看護系大学が自大学の教育の質を保証するためには、各大学が自ら設定したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの三つのポリシーに基づく、体系的で一体的な大学教育を展開することが必要である。さらに、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・充実に繋げることが期待されている。そして、このような PDCA サイクルは大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していることが必要であることも指摘されている。

このような看護系大学への期待に応えつつ、大学教育としての質を確保していくには、量的な拡大だけでなく、大学における看護系人材養成の質を保証し、そして向上させていくことが肝要と考える。

厚生労働省と文部科学省の共同省令である保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、「指定規則」とする。）は、保健師助産師看護師法にて規定されている保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格を得るために、文部科学大臣が指定する学校の諸条件を規定している。今般、指定規則の改正案が示されたので、看護系大学において改正案を適用するに当たっての課題と対応策について取りまとめたので報告するものである。

各看護系大学において、今般の指定規則改正に伴いカリキュラムを検討する際に本報告を参考とされ、これまで以上に効果的かつ効率的な教育課程となることを期待する。

## I 看護系大学を取り巻く背景

我が国における看護系大学を取り巻く環境は、少子高齢社会の進展による人口構造の変化、女性の社会進出、晩婚化・晩産化の進展、疾病構造の変化、医療の高度化・複雑化や医療技術の進歩、等の社会情勢の流れとともに大きく変化してきた。近年では第4次産業革命とよばれるAIやビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等をはじめとする先端的な技術革新が進展し、医療をはじめ、あらゆる産業に取り入れられ、ますます社会生活が変化することが予測される。このような中、国民の医療に対する意識が高まり、医療の安全・安心の重視とともに、医療の質がより重視されるようになってきている。さらに、地域包括ケアの推進、地域におけるヘルスプロモーションや予防に関する保健活動も重視されている。

こうした流れは看護系人材に対して、より一層の幅広い役割を担っていくことが期待され、優れた看護系人材の養成を使命とする看護系大学への期待はますます大きくなり、その役割は極めて重要となっている。このような状況の中、看護系人材を養成する大学は年々増加している。平成3年(1991年)に11校だった看護系大学は、令和元年(2019年)には272大学にのぼっている。さらに、看護系大学院においても平成3年(1991年)から令和元年(2019年)にかけ、修士5課程から180課程へ、博士は2課程から99課程と増加しており、修士課程においては助産師や保健師を養成する大学院も出現し、我が国における看護系大学は目覚ましい勢いで増加してきている(資料1)。

一方、文部科学省は、平成28年(2016年)に「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドラインを示した。個々の大学はこのガイドラインを参考にし、自大学の精神や強み・特色等を踏まえ、三つのポリシーを適切に策定し、それらに沿った充実した大学教育を自主的・自律的に展開することが期待されている。

さらに高等教育全体に関して、18歳人口の減少に伴い大学進学率は上昇しても大学進学数は今後減少局面に突入するなどの予測を受け、中央教育審議会に対して諮問を行った。2040年を見据えて目指すべき高等教育の在り方やそれを実現するための制度改正の方向性といった、高等教育の将来像について議論し、平成30年(2018年)11月に中央教育審議会において「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」が取りまとめられた。この答申において、各大学が自大学の教育の質を保証するためには、各大学が自ら設定した三つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育を展開することが示されている。さらに、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・充実に繋げることが重要であることも示されている。さらに、このようなPDCAサイクルは大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していることが必要であることも指摘されている。今後、教学面における取組みをどのように充実していくべきか等を網羅的にまとめた「教学マネジメン

トに係る指針」を中央教育審議会の下で作成し示すこととしているので、各大学においては注視していくことが必要である。

## Ⅱ 大学における看護系人材養成の充実に向けたこれまでの検討の経緯

大学における看護系人材養成において、教育課程の編成については各設置基準に加えて、国家試験受験資格に必要とされる指定規則で示されている内容を含むことが必須とされている。指定規則で規定されている単位数は、看護師が平成20年度（2008年度）に93単位から97単位へ、保健師と助産師が平成23年度（2011年度）に23単位から28単位と増加させたのが直近の動きである。このような指定規則改正の動きも見据えながら、看護系大学における看護学教育の質を保証・評価し、その充実を図ってきた。

近年の検討会の動きとして、平成14年（2002年）に看護学教育の在り方に関する検討会より出された、「大学における看護実践能力の育成の充実に向けて」にて、看護実践の質向上のための人材育成として「看護実践能力の育成」に焦点をあて、生涯教育を視野に入れた学士課程の教育内容のコアである「看護実践を支える技術学習項目」が示された。続いて、平成16年（2004年）の「看護実践能力の充実に向けた大学卒業時の到達目標」において、学士課程の教育内容について看護実践能力の卒業時の到達目標を示すとともに、到達目標の設定における学士課程の看護学教育の特質として5点が示された。

また、平成19年（2007年）に大学・短期大学における看護学教育の充実に関する調査協力者会議による、「指定規則改正への対応を通して追究する大学・短期大学における看護学教育の発展」にて、指定規則改正案を看護系大学等へ適用する場合の課題等について以下の提言がされた。①学生が侵襲的処置とそれに伴うケアを取得する機会について、安全性を確保しつつ、免許取得前の基礎教育における臨地実習で取得すべきものと、卒後に修得することが相応しいものとの峻別をすること、②指定規則に規定する総単位数を一定範囲内に抑えることとしたが、将来的には、看護系大学等の教員が中心となって、第三者評価により教育水準を担保するなど、指定規則の趣旨を上回る教育の質の保証体制の在り方を主体的に研究していくこと、③指定規則改正の趣旨について事前に十分な周知を図るなど、当該大学等の進めているファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」とする）を含めた教育改善の取組みを阻害することのないよう特段の配慮をすることなどが提案された。

さらに、平成23年（2012年）に大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会より、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（最終報告）」にて、学士課程における看護学基礎カリキュラムによる看護学教育の在り方、新たな看護学教育とその質の保証の在り方および大学院における高度専門職業人養成の在り方が示された。①保健師養成について各大学が自身の教育理念・目標や社会のニーズに基づき、選択性を導入できること、②学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標（5つの能力群と20の看護実践能力）を提示、③将来的にはモデル・コア・カリキュラムを整えていくことも見据えて改正を続けることなどが提案された。

そして、平成29年（2017年）に「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」（以下、「看護

コアカリ」とする。)が示され、学士課程における看護系人材養成の充実と社会に対する質保証に資するため、看護系の全ての大学が学士課程における看護師養成のための教育(保健師、助産師及び看護師に共通して必要な基礎となる教育を含む)において共通して取り組むべきコアとなる内容を抽出し、各大学におけるカリキュラム編成の参考となるよう列挙された学修目標が提示された。看護コアカリの構成は、9項目の看護職者として生涯にわたり修得を求められる資質・能力に向け、学士課程で求める学修目標をAからGまでの大項目に整理されている。そして看護コアカリの項目建ては、多職種連携の観点から医学、歯学、薬学のモデル・コア・カリキュラムとの整合性をとった項目となっている。

看護系大学においてはこれまでの各検討会の提言を受けて、様々な改革が進められてきたが、今後より質の高い看護系人材を養成するため、看護学教育の一層の充実に向けた取り組みや研究が求められている。

### Ⅲ 指定規則の改正案を踏まえ、教育課程を体系的に編成する上での留意事項

今般、指定規則に係る教育内容および単位数の改正案が提示された(資料2)。

今回の指定規則改正の趣旨は、看護基礎教育における卒業時の看護実践能力の強化である。これまでの大学における看護系人材養成の充実に関する複数回の検討会にて提言されてきた方向性を踏襲しながら、今回の改正の趣旨を捉え、さらに教育課程の充実を図っていくことが求められる。看護系大学においては、令和4年度(2022年度)の入学生から新カリキュラムを適用できるよう確実に準備を進めることが必要である。

平成16年(2004年)に看護学教育の在り方に関する検討会より「看護実践能力の充実に向けた大学卒業時の到達目標」にて、学士課程における看護学教育の特質として以下の5点が示された。今回の指定規則改正を踏まえて、教育課程の編成を含むカリキュラム全体の検討においても参照し活用できるものとして再確認した。

- ① 保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること
- ② 看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程であること
- ③ 創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること
- ④ 人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること
- ⑤ 教養教育が基盤に位置付けられた課程であること

平成30年度(2018年度)に、文部科学省が指定している看護師学校のうち大学において、卒業単位は平均126.8単位であったが、そのうち123.8単位が指定規則に該当する科目とされていた。助産師学校に関しては平均146.3単位であったが、34.0単位が指定規則に該当する科目であり、保健師学校においては平均138.0単位、指定規則に該当する科目は32.4単位という実態であった(資料3)。このような実態を捉えつつ各看護系大学は、指定規則改正の趣旨を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに照らし合わせて教育課程全体を見直し、不十分な点が確認されたらそれらの点を補い、指定規則に該当する科目と大学独自に設定

している指定規則に該当しない科目とを十分に吟味し、それぞれの大学において独自性のある教育課程を編成していくことが必要である。

さらに、看護系大学においては、指定規則は国家試験受験資格の取得にかかる必要最低限の基準を規定するものであるという前提に立ち、看護コアカリ等の外部基準を参照しながら、これまで以上に効果的かつ効率的な独自の体系化された教育課程を、自ら編成していくことが必要である。教育課程を編成していく際、例えば、看護系人材の養成において重要な科目である実習科目の充実だけを考えるのではなく、養成する人材像の育成に向かうという方向性を捉えながら、講義・演習・実習科目の各科目の目標の達成に向け、科目を連動させ、教育課程を編成していくことが重要である。

少子高齢社会の進展による人口構造の変化、医療の高度化・複雑化や医療技術の進歩、等の社会情勢の流れの中で、看護サービスに対する期待はますます高まっている。さらに、地域包括ケアの推進、地域におけるヘルスプロモーションや予防に関する保健活動も重視されている。このような社会情勢の中、これまで以上に高い実践力を必要とされていることから、各看護系大学においては、在宅領域を含む地域における看護実践に関する教育内容として、早期からの学修、科目内容の充実等を検討することが早急に求められている。

そして、高い実践力を修得していくには、臨床判断力(臨床推論力)の修得が必須であり、現行の科目内容の工夫だけでなく、新規科目の可能性も検討することが必要である。合わせて、教育方法を検討することも必要である。教育方法に関しては、看護系大学等を含む大学における教育方法の開発は確実に進んできており、看護系大学は、近接領域の教育方法も参考としつつ、今回の改正で言及されていない点も含め、継続的に教育方法とその評価方法を工夫していくことが必要である。

#### **IV 看護系大学における質保証に向けた今後の課題**

##### **1. 本検討会で引き続き検討が必要と考えられる事項**

本検討会において、「実際は見学に留まる内容が多い、臨地の時間が少ない、確保できる実習先に合わせた実習内容に留まるなど、大学によって差があることから、実習先の条件も含めた実習のガイドラインの整備が必要ではないか」、「分娩件数が減少する中、シミュレーション教育の導入等、演習の充実をはかり、分娩期ケア能力の向上を担保できる演習と実習の有機的連動を検討することが必要ではないか」、「実習の中で保健師活動を実践し、その効果を見て学生自身が自分の働きかけの方法を振り返ることのできる実習とすべきではないか」という意見が出された。いずれも教育の内容だけでなく、教育方法や実習科目の体制づくりにも関わる内容であり、また、大学間での差に対する対応の必要性も含まれている。文部科学省では、看護コアカリの項目 F「臨地実習」にて、臨地実習の学修目標を示してきているが、教育方法や実習科目の体制づくりまでに踏み込んだ内容ではない。実習施設の確保の難しさも指摘されており、本検討会において引き続き、大学教育における臨地実習の特質を明確にしつつ、臨地実習科目の質を保証しかつ充実に向けた検討が早急に必要と考える。

##### **2. 看護系大学の教育内容および方法の向上に向けた取り組みの必要性**

本検討会において、「教員の量的確保は必須だが、学位を有していることに加え、臨床実践力を問う等、教員の教育力の保証に関する検討が必要ではないか」、「アクティブラーニングの活用等教育方法の工夫により、同じ単位・時間の中でももっと多くを学修できるのではないかと捉え、講義・演習・実習の教育方法を検討すべきではないか」という意見が出された。教員の能力向上に関しては、各大学にてFDを中心に取り組んでいるところである。看護系大学においてはカリキュラムを検討する際、これまで報告されてきた教育方法に関する研究知見を積極的に活用するとともに、自大学に活用した際の効果についても必ず評価し、さらに効果的な教育方法に関する研究を積み重ねていくことが必要である。

### 3. 卒業時の看護実践能力の評価の仕組みを検討する必要性

本検討会において、「臨地実習前に一定の知識・技能の質を保証するため、CBT (Computer-Based Testing) や OSCE (Objective Structured Clinical Examination) のような共用試験の仕組みが必要ではないか」という意見とともに、「OSCEの重要性は理解できるが、付属の実習病院や医学部を併設していない看護系大学において、原則論だけでなくコストも含めた、現実的な視点で実施可能性を議論すべきではないか」という意見も出された。看護系大学は医学部を有する総合大学から、単科の大学まで様々な大学が存在する。一定レベルの看護の知識・技術を確認し、臨地実習に臨むことや卒業していくことは重要なことであり、多様な条件を有する看護系大学全体での実現性を考慮しつつ、検討を続けていくことが必要と考える。

### 4. 看護系大学における指定規則の在り方に関する今後の課題

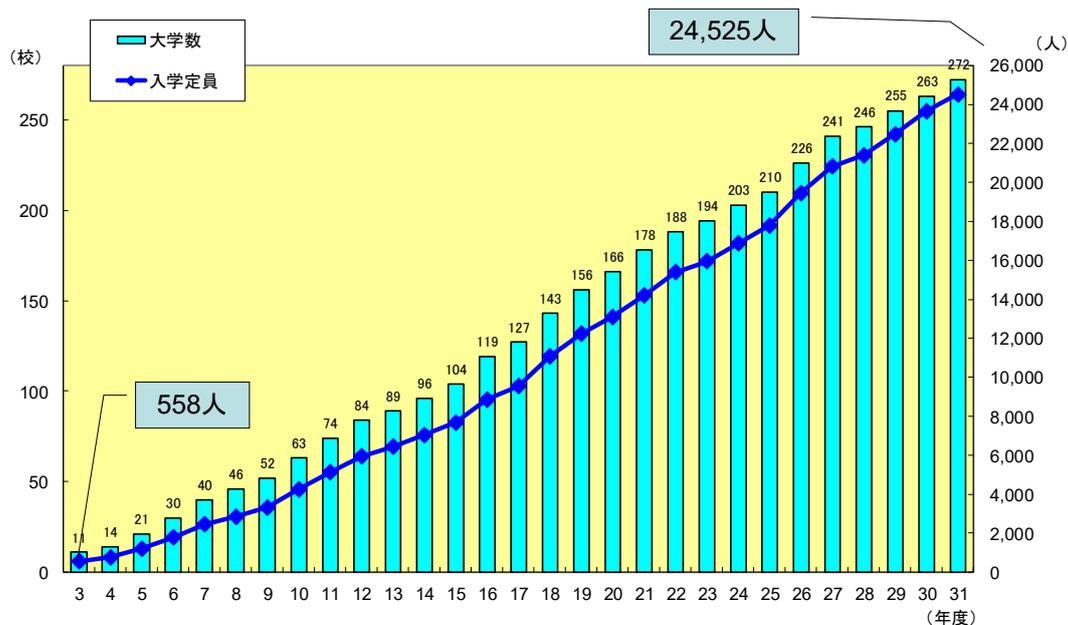
本検討会では、「指定規則に係る単位数が多く、大学独自の科目を設定するなど特色あるカリキュラム編成が困難であるので、指定規則の解除の是非を検討すべきではないか。解除の前提条件としては、看護コアカリ等や分野別評価機構の活用による教育プログラムを評価するといった実績、そして看護学教育に関わる関係者の合意が必要である。」という意見が出された。指定規則は、看護師等の国家試験受験資格を得るため、教育内容および施設・設備、教員等の教育条件の水準を確保する機能を果たしている。その一方で、看護系大学においては、指定規則が特色ある教育課程の編成を阻んでいるというものである。看護系大学における指定規則の在り方に関してはこれまでの過去の検討会においても課題として提示されてきた。その内容は、いずれ看護系大学が中心となり第三者評価によって教育水準を担保するなど、指定規則の趣旨を上回る教育の質を保証する体制の必要性についてであった。文部科学省より看護コアカリが発出され、さらに、日本看護学教育評価機構が平成30年(2018年)11月に立ち上がるといった、教育水準を担保できる条件が整ってきた。今後、看護コアカリ等の外部参照基準を活用したカリキュラムの効果評価や日本看護学教育評価機構の評価を活用した教育水準の質保証に関する実績を積み重ね、指定規則の趣旨を上回る教育の質を保証していることを示していくことが、看護系大学には求められている。

【資料】

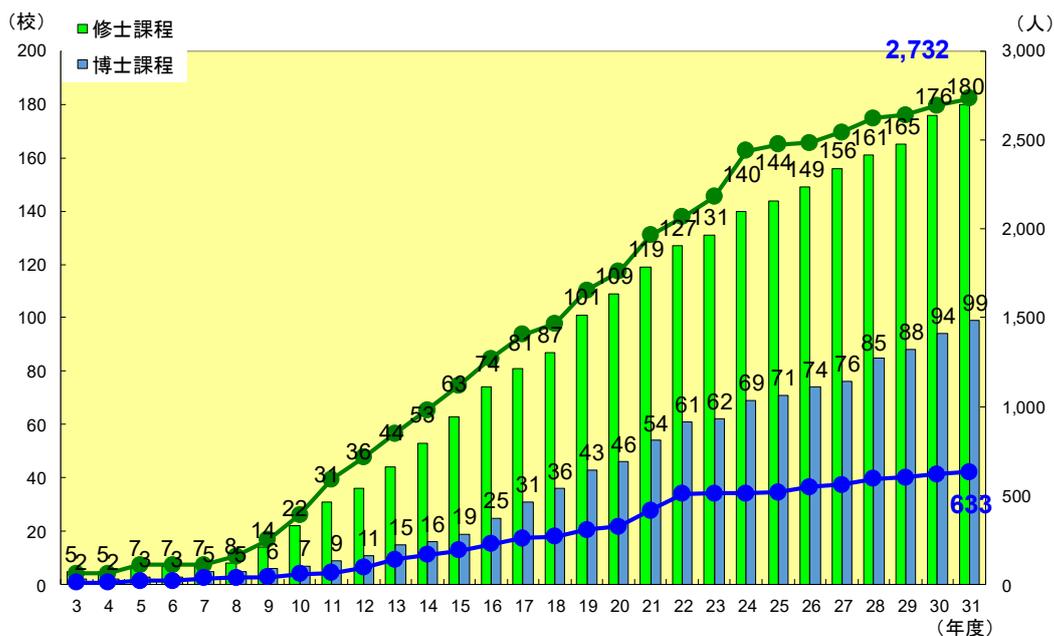
資料1 看護系大学数及び大学院数と、入学定員の推移

看護系大学数及び入学定員の推移 (2019年)

2019年度の教育課程数は、272大学、285課程(1大学で複数の教育課程を有する大学がある)



看護系大学院数及び入学定員の推移 (2019年)



(注) 平成16年度以後の修士課程には、専門職大学院1大学院(入学定員40名)を含む。

資料2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表一・二・三（改正案）

別表一 改正案（第二条関係）

教育内容	単位数	備考	
公衆衛生看護学	<u>18</u> ( <u>16</u> )		
公衆衛生看護学概論	2		
個人・家族・集団・組織の支援	}	健康危機管理を含む。	
公衆衛生看護活動展開論			<u>16</u> ( <u>14</u> )
公衆衛生看護管理論			
疫学	2		
保健統計学	2		
保健医療福祉行政論	<u>4</u> ( <u>3</u> )		
臨地実習	5		
公衆衛生看護学実習	5	保健所・市町村での実習を含む。	
個人・家族・集団・組織の支援 実習	2	継続した指導を含む。	
公衆衛生看護活動展開論実習	}		
公衆衛生看護管理論実習			3
合計	<u>31</u> ( <u>28</u> )		

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十八単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二 改正案（第三条関係）

教 育 内 容	単 位 数	備 考
基礎助産学	6 (5)	
助産診断・技術学	<u>10</u>	
地域母子保健	<u>2</u>	
助産管理	2	
臨地実習	11	
助産学実習	11	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
合 計	<u>31</u> ( <u>30</u> )	

- 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三 改正案（第四条関係）

教 育 内 容		単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤	} <u>14</u>
	人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	人体の構造と機能	} <u>16</u>
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	6
専門分野	基礎看護学	<u>11</u>
	地域・在宅看護論	<u>6 (4)</u>
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	23
	基礎看護学	3
	地域・在宅看護論	2
	成人看護学	} <u>4</u>
	老年看護学	
	小児看護学	2
	母性看護学	2
	精神看護学	2
	看護の統合と実践	2
合 計		<u>102 (100)</u>

- 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。
- イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学
- ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定

により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

ヌ 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

三 保健師学校養成所のうち第二条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表一に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十二単位以上並びに専門分野四十三単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

五 臨地実習の総単位数二三単位から各教育内容の単位数の合計を減じた六単位は、効果的な実習を行うことが可能となるよう、教育内容を問わず設定することができるものとする。

### 資料3 平成30年度 看護系大学の看護師・助産師・保健師学校における単位数

1. 看護系大学全体の単位の实態を、平成30年度指定（認定）学校概況等報告書の中の「教育課程と指定規則との対比表」より作成。

2. 対比表は、看護系大学における全科目と指定規則上の教育内容を対比させた一覧表であり、科目ごとの単位とともに総単位数を提示。

#### 【看護師学校】

	課程数	卒業必要単位					指定規則（総単位）					指定規則（実習単位）				
		平均	中央値	MAX	MIN	最頻値	平均	中央値	MAX	MIN	最頻値	平均	中央値	MAX	MIN	最頻値
大学	276	126.8	126.0	153	124	124	123.8	124.5	147	97	124	23.3	23.0	31	23	23
短期大学	17	100.8	100.0	109	97	100	100.8	100.0	109	97	100	23.2	23.0	26	23	23

#### 【助産師学校】

	課程数	修了必要単位					指定規則（総単位）					指定規則（実習単位）				
		平均	中央値	MAX	MIN	最頻値	平均	中央値	MAX	MIN	最頻値	平均	中央値	MAX	MIN	最頻値
大学院	40	58.7	58.0	64	56	58	30.0	28.0	56	28	28	11.6	11.0	20	11	11
大学	84	146.3	146.0	169	126	150	34.0	30.0	85	27	28	11.8	11.0	16	11	11
大学専攻科	28	33.3	33.0	36	30	33	32.4	33.0	36	29	34	12.2	12.0	16	11	12
大学別科	11	32.9	32.0	39	31	32	32.5	32.0	39	29	32	11.5	11.0	13	11	11
短期大学専攻科	4	30.8	31.0	32	29	31	30.8	31.0	32	29	31	11.3	11.0	12	11	11

#### 【保健師学校】

	課程数	修了必要単位					指定規則（総単位）					指定規則（実習単位）				
		平均	中央値	MAX	MIN	最頻値	平均	中央値	MAX	MIN	最頻値	平均	中央値	MAX	MIN	最頻値
大学院	13	59.3	58.0	64	58	58	33.2	28.0	58	28	28	5.8	5.0	10	5	5
大学	242	138.0	138.0	167	124	137	32.4	29.0	95	25	28	6.0	5.0	24	5	5
短期大学専攻科	5	32.8	33.0	36	30	N/A	31.2	31.0	33	29	33	6.0	6.0	7	5	5

## 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 委員名簿

秋山 正子	株式会社ケアーズ代表取締役 白十字訪問看護ステーション 統括所長・認定NPO法人マギーズ東京センター長
井村 真澄	日本赤十字看護大学大学院国際保健助産学専攻教授 (公益社団法人全国助産師教育協議会会長)
大島 弓子	豊橋創造大学保健医療学部・大学院健康科学研究科 看護学科長・教授(一般社団法人日本私立看護系大学協会会長)
岡島 さおり	公益社団法人日本看護協会常任理事
(川本 利恵子	公益社団法人日本看護協会常任理事 *第1回まで)
釜薙 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
上泉 和子	青森県立保健大学学長 (一般社団法人日本看護系大学協議会代表理事)
岸 恵美子	東邦大学看護学部・大学院看護学研究科教授 (一般社団法人全国保健師教育機関協議会会長)
小見山 智恵子	東京大学医学部附属病院副院長・看護部長
鈴木 克明	熊本大学教授システム学研究センター長・教授
座長 高田 邦昭	群馬県立県民健康科学大学学長
平野 かよ子	宮崎県立看護大学学長 (一般社団法人公立大学協会看護・保健医療部会会員)
副座長 宮崎 美砂子	千葉大学副学長・大学院看護学研究科教授
柳田 俊彦	宮崎大学医学部看護学科教授

## 検討会開催状況

回数	開催日時	議題
第1回	令和元年 5月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学における看護系人材養成の在り方に関する検討の経緯と、看護系大学の現状について</li> <li>看護基礎教育検討会の進捗状況について</li> <li>大学における看護系人材養成の充実に向け必要と考えられる事項について</li> </ul>
第2回	令和元年 6月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学における看護系人材養成の充実に向け必要と考えられる事項について</li> </ul>
第3回	令和元年 9月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師助産師看護師学校養成所指定規則を大学において適用するに当たって留意すべき事項について</li> <li>大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告について</li> <li>今後の検討事項について</li> </ul>
第4回	令和元年 10月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告(案)について</li> <li>看護学実習ガイドラインについて</li> </ul>